



産科医療補償制度について



一部の重度脳性麻痺になった赤ちゃんが速やかに補償を受けられることができる『**産科医療補償制度**』が平成21年1月からスタートしました。

分娩に関連して発症した**重度脳性麻痺**に対する**早期救済**と同時に原因を究明し、再発を防止することが狙い。多くの人々が安心して子供を産める仕組みとして積極的な周知を図って社会に定着させることが大事だが、新しい制度には課題も多い。

ポイントは『**無過失補償制度**』の創設。通常分娩で医師や医療機関に過失がないのに脳性麻痺となった場合に患者や家族に一時金600万円と毎月10万円の分割金が20年間支払われる。補償金は計3000万円となる。

しかし、この制度は保険主体が**国ではなく民間（民間保険を活用）**であり、**法律ではない**。

加入は任意であり、そのため当院では現在のところ加入していません。

ただし、**当院で分娩される皆様**に安心して分娩に望んでいただけるよう『産科医療補償制度』と同等の内容を当院で補償することを決定しました。

当院での補償について、特に分娩費用の加算はありません。

HPでの赤ちゃん写真をアップをしております。
マッキー通信をHPでもご覧になれます。

